

川崎市公共建築物の維持及び保全のための相互協力に関する要綱

(趣旨目的)

第1条 この要綱は、川崎市（以下「市」という。）が保有する公共建築物（市営住宅及び企業会計の施設を除く。以下同じ。）が、市民生活を支える社会基盤として重要な役割を担うとともに、市民にとって大切な財産であることに鑑み、その機能を維持及び保全し、もって快適性、耐久性及び安全性等を確保するため、市と一般財団法人川崎市まちづくり公社（以下「公社」という。）が相互に協力し、市が保有する公共建築物の維持及び保全を効率的に推進することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 市は、市が保有する公共建築物に関する事業等の推進のために必要とされる設計及び工事監理等業務（以下「関連業務」という。）について、公社に協力要請できるものとする。
2 市は、公社が関連業務遂行のために要する経費について、これを負担しなければならない。

(基本協定の締結)

第3条 市と公社は、関連業務の円滑かつ適切な遂行に関して必要となる事項について定めるため、基本協定を締結する。

(年度協定の締結)

第4条 市と公社は、関連業務を遂行するうえで必要となる事項については、年度協定の締結をもって定めるものとする。

(監督員の委託)

第5条 前条の規定に基づく年度協定の締結後、当該協定により遂行することとなる設計、工事監理業務及びマネジメント業務並びに委託関連業務等に関する監督員については、川崎市請負工事監督規程（昭和43年訓令第4号）第6条第1項の規定に基づき、公社職員を委託監督員とする。

(業務援助等)

第6条 市は公社に対して、次の各号に定める業務援助等を行うものとする。
(1) 公社が関連業務を遂行するうえで必要とされる技術的支援
(2) 公社が要する経費の算定について必要となる、事業等に関する基本情報等
(3) 前各号のほか、公社の関連業務遂行に必要な援助

(連絡調整会議)

第7条 市及び公社は、第1条に規定する趣旨目的を達成するため、関係職員で構成する「川崎市公共建築物の維持及び保全のための相互協力連絡調整会議」を設置する。

(事務処理)

第8条 市の事務処理は、まちづくり局施設整備部が所管する。

(委任)

第9条 この要綱の運用に関し必要な事項については、まちづくり局長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年3月20日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。